



保保発0509第3号
平成23年5月9日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
における健康保険の標準報酬月額の設定等の特例措置について

標記については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号）において必要な諸規定の整備が図られたところであり、その取扱いについては、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日保発0502第2号通知。以下「局長通知」という。）によるほか、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい。

なお、今回の特例措置を円滑に運用するためには、事業主等の本特例措置に対する正しい理解が前提となるので、その周知徹底を図られたい。

記

第1 特例措置の対象

1 対象事業所

局長通知第2I4(2)i⑤については、取引先の事業所が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下「大震災」という。）による損壊等を受けたことにより部品・原材料の調達が困難となり、かつ代替調達先が見つからず、休業を余儀なくされた場合などが想定されるものであり、その被害について総合的に判断すること。

2 健康保険法第34条に規定される一括適用事業所など複数の工場や支店を有

する事業所で、工場や支店を含めて本社が設立事業所である場合の取扱い

(1) 健康保険組合の設立事業所とされている事業所（以下「本社」という。）が特定被災区域にある場合

- ① 本社が特定被災区域にある場合には、本社以外の事業所（以下「支社等」という。）を含め事業所全体が特例措置の対象となるため、局長通知において示された基準により、標準報酬月額の変更及び保険料の免除を行うこと。
- ② ①において、保険料の免除の基準を満たさない場合であっても、次のア及びイに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができることとすること。

ア 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた本社及び支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

イ 特定被災区域にある本社及び支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

(2) 本社が特定被災区域外にある場合

本社が特定被災区域外であっても、特定被災区域にある支社等が次のアに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の被保険者を対象として標準報酬月額の変更を行うことができることとすること。

また、次のア及びイに掲げる要件を満たす場合には、事業所全体の保険料の免除を行うことができることとすること。

ア 特定被災区域にあり大震災による被害を受けた支社等の被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半であること。

イ 特定被災区域にある支社等の概ね過半の被保険者について、報酬の支払いに著しい支障が生じていること。

3 対象期間

局長通知第2 I 4 (2) i ③の内閣総理大臣の屋内退避指示の対象地域に平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合については、同年6月末日までの間、標準報酬月額の変更及び保険料の免除の特例措置の対象となること。

第2 標準報酬月額の変更の特例

1 標準報酬月額の変更の届出

局長通知第2 I 4 (1) i により標準報酬月額の変更の特例（以下「機動的変更」という。）を受けようとする事業主は、現行の被保険者報酬月額変更届のほか、東日本大震災に関する被害状況申立書（様式1）を届出させることとしたこと。

その際、市町村長等が交付する罹災証明書がある場合には、当該証明書を添付して届出させることとしているが、罹災証明書の交付を受けていない場合は、当該申立書（様式1）に被害の状況を記載することでこれに代えることができるものであること。

なお、局長通知第2 I 4 (1) iiにより機動的改定を受けようとする事業主については、当該申立書(様式1)の添付を略することができるものであること。

2 その他

- (1) 機動的改定については、報酬支払の基礎となった日数が17日未満であっても差し支えないこと。
- (2) 労働基準法第26条、労働協約、就業規則、労働契約に基づく休業手当については、報酬として取り扱うため、標準報酬月額を算定する際には、休業手当の額を含めること。
- (3) 決定された標準報酬月額に係る事務処理については、現行の随時改定と同様であること。
- (4) 機動的改定に伴う届書については、現行の随時改定の届書と区分し、別保管すること。

第3 保険料の免除の特例

1 保険料の免除の届出

保険料(介護保険料及び健康保険法附則第2条第3項に規定する調整保険料を含む。以下同じ。)の免除を受けようとする事業主は、東日本大震災に関する被害状況申立書(様式1)及び健康保険料等免除申請書(様式2)を届出させることとしたこと。

その際、東日本大震災に関する被害状況申立書について、市町村長等が交付する罹災証明書がある場合には、当該証明書を添付して届出させることとしているが、罹災証明書の交付を受けていない場合は、当該申立書(様式1)に被害の状況を記載することでこれに代えることができること。

なお、この免除申請書の提出以前に、当該事業主から機動的改定の申出があり、当該申立書(様式1)及び罹災証明書等が添付されている場合にあっては、これらの書類は不要であること。

2 機動的改定との関係

事業主が保険料の免除を申請する際には、被保険者の標準報酬月額が事業主から支払われている報酬の実態を反映したものであることが必要であることから、事業主は原則として第2の1の届出をした後に保険料の免除の申請を行うこととなること。ただし、同時提出の場合はこれを受理して差し支えないこと。

3 保険料の免除の審査

- (1) 保険料の免除の審査にあたっては、局長通知第2 I 5によること。
なお、標準報酬月額の下限の人数については、大震災の被害にかかわらず従前より標準報酬月額の下限であった者を含み判断して差し支えないこと。
- (2) 労働基準法第26条、労働協約、就業規則、労働契約に基づく休業手当については、報酬として取り扱うため、標準報酬月額を算定する際には、休業

手当の額を含めることとしているが、保険料の免除の要件である「報酬の支払いに著しい支障が生じている場合」を判断する際には、報酬額から休業手当の額を控除した額を基準として判断すること。

- (3) 概ね過半の被保険者について、6万3千円以上の賞与が支払われた場合は、報酬の支払いに著しい支障が生じている状態にないものとして、事業主に健康保険料等免除終了届（様式5）の提出を求め、賞与支払月の保険料については免除しないものとし、健康保険料等免除終了確認通知書（様式6）により事業主に通知すること。

なお、賞与支払月より後の月について、報酬の支払いに著しい支障が生じているため、保険料の免除を受けようとする事業主は、改めて健康保険料等免除申請書（様式2）を再度申請する必要があること。

4 保険料の免除決定の通知等

保険料の免除を決定したときは、健康保険料等免除承認通知書（様式3）により当該事業主に通知すること。また、免除に該当しない場合は健康保険料等免除不該当通知書（様式4）によりそれぞれ当該事業主に通知すること。

5 保険料の免除終了の届出及び通知

保険料の免除を受けていた事業主について、保険料の免除の要件に該当しなくなったときは、健康保険料等免除終了届（様式5）を速やかに提出させ、保険料の免除の終了を確認したときは、健康保険料等免除終了確認通知書（様式6）により当該事業主に通知すること。

6 その他

- (1) 保険料が納付された後、事業所から免除申請書の提出がなされ、保険料の免除に該当した場合には、納付された保険料は還付すること。
- (2) 保険料の免除の決定は、機動的改定の処理を行った後、審査を行うこと。
- (3) 保険料の免除に該当する事業所について、既に調査決定されている保険料が免除される場合にあつては、当該事業所の保険料額の調査決定取消を行うこと。
- (4) 毎月の保険料の免除処理については、免除処理整理簿等を作成し、適正な保険料の免除記録の管理に努めること。

第4 その他

1 報告

健康保険組合においては、機動的改定及び保険料の免除の特例により処理した件数等について、月毎にとりまとめの上、翌月15日までに厚生労働省保険局保険課あてに報告すること。

なお、報告様式等については別途連絡を行うこととする。

2 照会

機動的改定及び保険料の免除について、疑義がある場合には、地方厚生（支）局保険主管課を通じ、厚生労働省保険局保険課まで照会されたいこと。

東日本大震災に関する被害状況申立書

健康保険組合理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地 _____

事業所名称 _____

事業主氏名 _____ (印)

電話番号 _____

事業主記入欄 (該当する番号に「○」等を付してください。)

被害の状況	<p>1. 事業所が損壊等のため、罹災証明書が交付された。 (注) 罹災証明書の写しを添付してください。</p> <p>2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。</p> <p>① 大震災により事業所が損壊 (生産設備の損壊等も含む。) するなど直接的な被害が生じている。</p> <p>② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている。</p> <p>③ 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法 (原災法) に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域の設定により被害が生じている。 (平成23年6月末日までは、原災法に基づく屋内待避指示の対象地域も含む。)</p> <p>④ 福島第一原子力発電所の事故により、原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている。</p> <p>⑤ その他 (上記①から④に準じた理由により、事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされた場合)</p> <p>※ 2. ①～⑤に該当する場合は、被害状況等について記入してください。</p>
-------	---

事業所の形態	<p>一括適用事業所等 (工場や支店等を含めて一つの適用事業所となっている場合を含む。) の場合は、以下も記入してください。</p> <p>ア. 本社が特定被災区域にある。</p> <p>イ. 本社は特定被災区域にないが、工場や支店等が特定被災区域にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本店、工場、支店等の全ての被保険者数 (名) ・ 特定被災区域にある工場、支店等に勤務していた被保険者数 (名)
--------	--

※ 健康保険組合が確認をする欄ですので、記入しないでください。

健康保険組合確認欄	<p><input type="checkbox"/> 事業所の所在地は、特定被災区域である。</p> <p><input type="checkbox"/> 一括適用事業所等の場合で、本社が特定被災区域にある。</p> <p><input type="checkbox"/> 一括適用事業所等の場合で、本社が特定被災区域に所在しないが、特定被災区域に所在する支社等に勤務する被保険者数が事業所全体の被保険者数の概ね過半となっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 被害状況が次のいずれかに該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書が添付されている。 ・ 上記「被害状況」の①～④に該当。 ・ 上記「被害状況」の⑤に該当。(事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと認められる。) <p><input type="checkbox"/> 従前の報酬と比べて2等級以上の差がある。(従前の等級が第2等級の場合には、報酬月額が5万3千円未満になったときを含む。)</p> <p>(備考)</p>
-----------	---

健康保険料等免除申請書

健康保険組合理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

—

—

東日本大震災により賃金の支払いに著しい支障が生じているため、保険料等の免除を次のとおり申請します。

事業所整理記号等		免除申請月(※)
		平成 年 月分保険料 (平成 年 月末日納付分)から
免除申請月(※)の給与支払日における事業所全体の被保険者数(A)	Aのうち育児休業中で保険料が免除されている者(B)	C(A-B)
人	人	人
上記Cの者のうち休業手当の額を除いて算出した健康保険の標準報酬月額が58,000円の者の人数(E)		人
※太枠の中を記入してください。		被保険者のうち標準報酬月額が58,000円以下の者の割合(E/C)



社会保険労務士の提出代行者印	
	印

- 注1)健康保険料等には、介護保険料及び健康保険法附則第2条第3項に規定する調整保険料を含みます。
- 注2)報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の休業等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する賃金が支払われている場合をいいます。
- 注3)休業手当を支給している場合には、提出の際に賃金額と休業手当額が区分された賃金台帳を添付してください。
- 注4)この申請内容に疑義が生じた場合には、後日調査を行うことがあります。

平成 年 月 日

[事業所整理記号等]

《事業所名》 殿

健康保険組合理事長

健康保険料等免除承認通知書

平成 年 月 日付で提出のあった健康保険料等の免除申請については、平成 年 月分保険料等（平成 年 月末日納付分）から承認したので通知します。

なお、保険料等免除期間は最長で平成24年1月分保険料等（平成24年2月末日納付分）までとなります。

(注1) 保険料等には、介護保険料及び健康保険法附則第2条第3項に規定する調整保険料を含みます。

(注2) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、健康保険料等の免除終了届を提出してください。

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

平成 年 月 日

[事業所整理記号等]

《事業所名》 殿

健康保険組合理事長

健康保険料等免除不該当通知書

平成 年 月 日付で提出のあった保険料等の免除申請については、
下記の理由により該当しないので通知します。

免除に該当しない理由

(注) 健康保険料等には、介護保険料及び健康保険法附則第2条第3項に規定する調整保険料を含みます。

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に、社会保険審査会（東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

健康保険料等免除終了届

健康保険組合理事長 あて

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

—

—

健康保険料等の免除につきましては、免除の要件に該当しなくなりましたので届出します。

事業所整理記号等	保険料等の免除に該当しなくなった月
	平成 年 月
免除に該当しなくなった理由(下記の理由より該当する番号を右欄に記載してください。)	

※免除非該当理由

- 標準報酬月額について58,000円の者が全被保険者のうちの概ね過半を下回った。
- 全被保険者の概ね過半を超える者に63,000円以上の賞与が支払われた。

(注1) 健康保険料等には、介護保険料及び健康保険法附則第2条第3項に規定する調整保険料を含みます。

(注2) 保険料等の免除に該当しなくなった月の前月分の保険料から納付していただくこととなります。



社会保険労務士の提出代行者印	
	印

平成 年 月 日

[事業所整理記号等]

《事業所名》 殿

健康保険組合理事長

健康保険料等免除終了確認通知書

平成 年 月 日付で提出のあった健康保険料等の免除終了届については、平成 年 月分保険料等（平成 年 月末日納付分）をもって免除期間が終了したことを確認したので通知します。

(注) 健康保険料等には、介護保険料及び健康保険法附則第 2 条第 3 項に規定する調整保険料を含みます。

あなたがこの決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、社会保険審査会（東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省内）に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の裁決（以下「裁決」という。）を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。